

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、テレビ電波の障害調査業務に従事していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日からC市内のホテルに宿泊し、D地区の個人宅を訪問して、地上デジタル放送の受信設備関係の調査をしていたが、同年〇月〇日、宿泊先のホテルで死亡しているところを発見された。死体検案書には、死亡したとき：「平成〇年〇月〇日午前〇時頃」、直接死因：「心臓死の疑い」、死因の種類：「病死及び自然死」と記載されている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対し遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争点

本件の争点は、被災者の虚血性心疾患の発病及び死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の事実の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、F医師の死体検案書及び意見書を踏まえ、被災者に発症した疾病名は「心臓死の疑い」であり、発症日及び死亡日は平成〇年〇月〇日である旨述べている。

当審査会としても、被災者の症状の経過等に照らすと、E医師の意見は妥当であり、被災者は同日に虚血性心疾患（以下「本件疾病」という。）を発症し、死亡に至ったものと判断する。

(2) ところで、本件疾病を含む脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の業務上外の判断に当たっては、厚生労働省労働基準局長が「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えるところから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 被災者が、本件疾病の発症直前から前日までの間において、認定基準上の異常な出来事に遭遇したとの事実は認められない。

(4) 被災者の労働時間についてみると、被災者にはタイムカード、出勤簿という明確な労働時間を示す資料が無いところ、審査官は、決定書に説示のとおり、G県出張前の時期は、各関係者の申述、ETCカード記録、警備会社利用状況報告書、業務予定表及び同僚労働者のタイムカード等により、また、G県出張

期間中は、各関係者の申述に加え、第三者の立場から客観的な資料を提出した元請業者のH会社保有の「地上デジタル受信設備調査・対策承諾兼完了確認書」、「業務月報」及び「作業状況データ（抄）」等の各関係資料を基に、更には、インターネット上の経路検索サービスも活用するなどして、可能な限り正確な把握に努めた上で、被災者の始業・終業時間、休憩時間及び各現場への移動時間等を推計し、労働時間を算定しており、当審査会としても、審査官の認定した労働時間は妥当なものであると判断する。

(5) そこで、被災者の本件疾病発症前おおむね1週間の就労状況をみると、決定書に説示のとおりであり、当審査会としても、被災者は、発症に近接した時期において、日常業務に比して特に過重な業務に従事していたとは認められないものと判断する。

(6) 次に、被災者の本件疾病発症前おおむね6か月間の就労状況をみると、被災者は、発症前1か月は時間外労働を行っておらず、同期間における1か月当たりの平均時間外労働時間は、発症前6か月目の6時間41分が最長であり、発症との関連が強いと評価される80時間には至っていない。この点、上記審査官の労働時間の認定によれば、移動時間や待機時間がその大半を占めていると認められるところ、G県出張前の時期、G県出張期間中の時期共に1日の平均作業件数は2件程度にとどまり、作業時間についても、1件当たり1、2時間程度であり、その労働密度は相当程度に低いものであったと評価せざるを得ない。また、電波受信調査という被災者の作業内容からみても、精神的緊張を伴う業務とも認められず、そのほか業務の過重性を評価すべき特段の事情も認められない。

したがって、当審査会としても、決定書に説示のとおり、被災者は、発症前の長期間にわたって著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就労したものと認められない。

(7) 業務以外の要因についてみると、被災者は、健康診断の受診等の健康管理を行っておらず、医学的資料は十分ではないところ、被災者の喫煙量は、普段は1日20本程度であったものが、G県出張期間中は40本程度と2倍に増加していた旨の申述が認められる。

(8) 以上のことからすると、被災者の本件疾病は認定基準の対象疾病に該当する

ものの、被災者には、「異常な出来事への遭遇」、「短期間の過重業務」及び「長期間の過重業務」のいずれも認められないから、被災者に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

(9) 請求人及び再審査請求代理人は、本件公開審理において、特に、被災者のG県出張期間中における労働時間の算定、出張に伴う負荷要因の評価等について主張しているものと考えられるが、認定基準に基づく当審査会の判断は上記のとおりであるところ、改めて一件記録を子細に精査したが、上記結論を左右するに足りるものは見いだせなかった。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。